**令和８年（フ）第１４６号**
鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目10番８号　301号
債務者　石田　亜矢
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**令和８年（フ）第５６号**
島根県出雲市湖陵町板津1025番地２
債務者　ミヤガワユミこと　宮川　由美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

**令和８年（フ）第８４号**
広島県呉市広三芦１丁目５番９号
債務者　沖藤　　晶
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

**令和８年（フ）第９３号**
広島県呉市築地町４番32号、旧住所広島県呉市本通１丁目２番８―401号
債務者　大星　修也
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

**令和８年（フ）第１０７号**
広島県呉市阿賀中央７丁目１番31号
債務者　平下　理江
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

**令和８年（フ）第１７６号**
広島県福山市加茂町大字下加茂1248番地３
債務者　田村　慎治
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第１８６号**
広島県福山市引野町東５番20号　ゴールドクレスト藤井202
債務者　佐藤麻由美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第１８９号**
広島県福山市引野町一丁目18番12―608号、旧住所大分県別府市上田の湯町５番６号カーサー上田の湯303号
債務者　石川　哲大
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第１９３号**
広島県府中市高木町1019番地１　ツインズＫ５
債務者　渡邉　大輝
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第２０４号**
広島県福山市沼隈町大字常石2188番地　３―321
債務者　瀬戸こず枝
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第２１４号**
広島県福山市南手城町二丁目１番22号フレグランス南手城Ａ102
債務者　末吉　智世
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第２４８号**
徳島県徳島市沖浜東１丁目５番地　第２コーポＨＡＭＡＤＡ２Ｂ、旧住所広島県広島市安佐南区長束４丁目14―５　第８長束ビル105
債務者　塚田　尚也
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第２２号**
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦21番地
債務者　井村　亜由美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**令和８年（フ）第２９１号**
愛媛県松山市正円寺１―７―65　セレノ東野Ｂ棟205、住民票上の住所奈良県生駒郡三郷町勢野北３丁目11番33号
債務者　義久　優輝
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
松山地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３３号**
愛媛県八幡浜市五反田２番耕地1338番地11
債務者　萩森　文雄
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
松山地方裁判所大洲支部

**令和８年（フ）第５７２号**
熊本市東区長嶺東９丁目14番28号　メゾンＲＹＵ110
債務者　脇山　雅史
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第７５号**
熊本県玉名市繁根木160番地２、前住所熊本市中央区水前寺１丁目22番18―401号　丸山ビル
債務者　日髙　雄也
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部